

令和6年12月26日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

赤城造林有限会社
群馬県沼田市利根町根利450

2 指名停止期間

令和6年12月26日 ～ 令和7年1月25日（1ヵ月）

3 指名停止の理由

赤城造林有限会社は、群馬県沼田市利根町根利地内の私有林皆伐現場において、令和5年12月12日に発生した休業4日以上労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の沼田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかったため、労働安全衛生法違反により、令和6年12月12日付けで沼田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：地域業務対策官（経理課）